

広島県告示第五百九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、あわせて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道一八二号	福山市蔵王町二丁目二六六七番一地先から 福山市手城町千間土手三三三三番六地先まで
県道福山港線	福山市南手城町四丁目一八〇番一地先から 福山市手城町千間土手三三三三番六地先まで
県道水呑手城線	福山市箕島町字飛地五八一六番一〇二地先から 福山市南手城町四丁目一八〇番一地先まで
県道福山鞆線	福山市光南町二丁目五一番一地先から 福山市沖野上町四丁目六九四番一地先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

前記一の道路を通行する国際海上コンテナ車は、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。